三　附則

１　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

２　この政令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二三号）（厚生労働省）

１　健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額を四〇万八、〇〇〇円から四八万八、〇〇〇円とすることとした。（本則関係）

２　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（厚生労働省）

１　国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を二〇万円から二二万円に引き上げることとした。（第二九条の七第三項第八号及び附則第四条第三項第六号関係）

２　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二八万五、〇〇〇円から二九万円に引き上げ、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五二万円から五三万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（第二九条の七第五項関係）

３　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、２に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

４　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二五号）（防衛省）

１　隊員として勤務した実績がある者で、任命権者の要請により一般職国家公務員等として在職した後、引き続き隊員として採用されたもの及び定年前再任用された隊員のうち、退職日の翌日に採用されたものを条件付採用の適用除外とすることとした。（第五四条の二関係）

２　定年前再任用を行うに当たり、定年前再任用を希望する者に明示すべき事項、定年前再任用の選考に用いる情報等を定めることとした。（第五四条の三及び第五四条の四関係）

３　管理監督職勤務上限年齢による他の官職への降任等の対象となる管理監督職に含まれる官職、管理監督職から除かれる官職、管理監督職勤務上限年齢を年齢六〇年としない管理監督職及び他の官職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めることとした。（第五九条の二～第五九条の五関係）

４　管理監督職勤務上限年齢又は特定管理監督職群に係る異動期間の延長をすることができる事由、特定管理監督職群に係る異動期間の延長等を行うに当たっての留意事項、異動期間の延長等に係る隊員の同意等を定めることとした。（第五九条の六及び第五九条の八～第五九条の一四関係）

５　特定管理監督職群に属する管理監督職を定めることとした。（第五九条の七関係）

６　勤務延長をすることができる事由、勤務延長に係る隊員の同意等に関する規定の整備を行うこととした。（第五九条の一五～第五九条の二〇関係）

７　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六一号）第八条の規定による改正前の自衛隊法第四四条の二第二項に規定する定年による退職の特例が適用される隊員に係る定年の段階的な引上げ等を定めることとした。（附則第一〇項～第一四項関係）

８　年齢六〇年に達する日の属する年度の前年度に行う情報の提供及び勤務の意思の確認（以下「情報提供等」という。）の対象から除く隊員、情報提供等を行う年度以外の年度に情報提供等を行う隊員及び情報提供等を行うことができない隊員並びに情報提供等の内容等を定めることとした。（附則第一五項～第二三項関係）

９　その他所要の規定の整備を行うこととした。

10　定年前再任用及び勤務延長に関する経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

11　暫定再任用の対象となる官職、年齢等を定めることとした。（附則第三条～第五条関係）

12　管理職隊員であった者が暫定再任用をされた場合の防衛大臣への事後の再就職の届出に関する特例を定めることとした。（附則第六条関係）

13　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第七条関係）

14　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二六号）（防衛省）

１　定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定の整備を行うこととした。（第六条の二五、第八条の二、第八条の三、第一〇条、第一〇条の二、第一一条の二及び別表第四関係）

２　六〇歳を超える事務官等の給与に関する規定の整備を行うこととした。（附則第八項～第二〇項関係）

３　若年定年退職者給付金に関する規定の整備を行うこととした。（第二〇条及び第二四条並びに附則第二一項～第二三項関係）

４　その他所要の規定の整備を行うこととした。

５　暫定再任用隊員に関する経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

６　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条関係）

７　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七号）（防衛省）

一　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正関係

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を派遣職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正関係

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を交流派遣職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

三　防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令の一部改正関係

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を自己啓発等休業をすることができる職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

四　防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令の一部改正関係

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を配偶者同行休業をすることができる職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

五　令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を派遣職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第六条関係）

六　令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

管理監督職に係る異動期間を延長された職員を派遣防衛省職員の対象から除外する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第七条関係）

七　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。